

## 令和3年第3回多賀城市教育委員会臨時会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年7月9日(金)
- 2 招集場所 市役所3階第2委員会室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委 員 浅野 憲隆  
委 員 菊池 すみ子 委 員 樋渡 奈奈子  
委 員 林 幹字
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 阿部 英明  
次長兼教育総務課長 佐藤 良彦  
理事兼学校教育監 伊藤 克宏  
生涯学習課長 水越 森蔵  
文化財課長 内海 年一  
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後0時30分
- 9 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議事  
議案第15号 令和4年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択  
基準について  
日程第3 その他

## 教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

### 日程第1 議事録署名委員の指名について

## 教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第2 諸般の報告について 事務事業等の報告

## 教育長

これより本会議に入ります。

それでは、議事に入ります。議案第15号「令和4年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準について」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

## 学校教育監

本来であれば、6月の定例教育委員会で、提案申し上げるところ、本日の臨時会での提案になってしまい、申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように注意を払ってまいります。

議案第15号「令和4年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準」について、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

令和4年度使用の教科用図書の採択基準のうち、中学校の各教科で使用する教科用図書採択基準、2ページ小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書・一般図書採択基準、3ページとなります。これは、宮城県教育委員会からの指導、助言を基に、多賀城市立小中学校で使用する教科用図書の採択基準を制定するものでございます。

本来であれば、今年度は、小・中学校で使用する特別支援学級における教科用図書・一般図書が主な採択ということになるのですが、昨年度採択した中学校用の教科用図書のうち、歴史について採択を行う必要があります。

経緯を説明いたしますと、文部科学大臣の検定審査で不合格であった「自由社」の歴史の教科用図書について再申請がなされ、令和2年度に検定審査で新たに発行されることになりました。

本来、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令、第15条に「同一の教科用図書」採択する期間は、4年とされております。しかし、昨年度の採択から1年以内に合格した教科用図書については、採択替えも可能であると、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の第6条の第3項に規定されております。

本市では、昨年度中学校用の教科用図書の採択をしたところではありますが、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせないように、昨年度採択の「東京書籍」の歴史の教科用図書と「自由社」の歴史の教科用図書について、採択を行うものです。

改めまして2ページを御覧ください。

はじめに、中学校で使用する各教科の教科用図書 採択基準ですが、

「（1）内容に関すること」としては、「ア 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。」などを含め5項目、

「（2）組織と配列に関すること」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。」などを含め5項目、「（3）学習と指導に関すること」としては、「ア 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮がなされているか。」などを含め5項目、「（4）表現と体裁等に関すること」としては、「ア 表記、表現が学年に応じて適切であるか。」などを含め5項目の観点を基準とするものでございます。

次のページ、3ページを御覧ください。

次に、小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書・一般図書の採択基準ですが、「（1）内容に関すること」としては、「ア 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。」などを含め5項目、「（2）組織と配列に関すること」としては、「ア 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果が上がるよう配慮されているか。」、などを含め4項目、「（3）学習と指導に関すること」としては、「ア 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。」などを含め5項目、「（4）表現と体裁等に関すること」としては、「ア 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか。」などを含め5項目の観点を基準とするものでございます。

報告になりますことをお許してください。6月11日金曜日から6月26日土曜日まで、多賀城立図書館において教科書展示会を開催いたしました。

本日、ここに歴史の教科用図書と小中学校で使用する特別支援学級における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書・一般図書を展示しましたので、終了後、手に取って御覧いただきたいと思えます。

恐縮ですが、来週月曜日に開催される予定の臨時の教育委員会で、教科書の採択について協議していただいた後、7月13日火曜日に開催される仙台地区採択協議会に、多賀城市の希望として報告いたします。

令和4年度使用の教科用図書につきましては、7月の定例の教育委員会にお諮りいたします。以上で説明を終わります。

## 教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はございませんでしょうか。樋渡委員。

## 樋渡委員

歴史についてですが、不合格になって、再申請で今年申請がなされているという事で、採択基準とは別に、公平性を保つために、従来ならば4年間の使用のため採択されたときは次年度は採択されないというのが、今回は不合格になっているために再度申請をして、という事でしょうか。そこが分からなかったので教えていただけますでしょうか。

## 教育長

学校教育監。

## 学校教育監

昨年度採択の時には、「自由社」の教科書は不合格でありました。ただ、昨年度内に「自由社」の方がもう一度文科省に再申請をしまして、その年度内に合格したという事なので、その年度に限り合格したものに限り、次年度に採択を協議することができるかとされております。できるとなっているので、やるとかやらないも判断しなければならないところですが、教科書採択の公正性、透明性に疑問を生じないようにという事で文科省からも言われておりますので、きちんと資料を作りながら採択を協議いただくところで、このような方針にさせていただきました。

**教育長**

樋渡委員。

**樋渡委員**

少し理解できなくて、去年不合格だったけれども、同一年度内に再申請をすれば採択かどうかをもう一度認めてもらって、今回合格になったということで、次年度という事で今回4年間の使用ですが、来年は採択はできないんですよね。

**教育長**

学校教育監。

**学校教育監**

採択の年度の次の年に限り、こういう風にして、採択の場ができるということです。

**教育長**

合格した教科書がたくさんあって、その中から昨年選んだのですが、その合格の中には「自由社」は入っていなかった、不合格だったので出てこなかったんですが、それをまた直して文科省にこれではどうですかと出したら通ったので、今回、昨年合格したものと採択の場に上げるその基準を本日確認させていただいたところです。そのような形になっております。樋渡委員。

**樋渡委員**

わかりました。

**教育長**

その他ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**教育長**

質疑がないものと認め、これより採決に入ります。議案第15号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第15号について原案のとおり決定いたします。

### 日程第3 その他

教育長

次に、日程第3その他に入ります。

各委員等から、議題としたい事項等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和3年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後0時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木 多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年7月28日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印